

## 論点整理（案）

## 1. 中小企業の会計の在り方に関する基本的な視点について

- 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であって、多くの雇用を担う存在であることから、その成長・発展が図られることが重要である。
- 中小企業の会計の在り方を検討する際に、それは、中小企業の成長に資するものであるべきとする視点を議論の出発点とする。
- 具体的には、公正妥当と認められる企業会計の慣行であって、次のようなものを念頭に置くこととする。
  - ・ 経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、経営者に役立つ会計
  - ・ 金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、利害関係者と繋がる会計
  - ・ 実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、実務に配慮した会計
  - ・ 中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、実行可能な会計<sup>1</sup>

## 2. 中小企業の実態について

- 本研究会の検討対象である中小企業は、基本的に、次のような特徴を有する者を主として念頭に置くこととする。
  - ・ 所有と経営が一致しているいわゆる同族会社であること。
  - ・ 資金調達は、資本市場では行わず、金融機関からの借り入れ等<sup>2</sup>が中心であること。

<sup>1</sup> 平成 14 年の商法改正に伴う衆議院及び参議院の付帯決議において、中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう必要な措置を採ることが要請されている。

<sup>2</sup> 金融機関からの借り入れ以外に、代表者の個人資産の抛出、親族・知人からの借り入れ、

- ・ 利害関係者が株主や債権者等と少なく、会計の開示先は、主として、取引金融機関、主要取引先、株主・従業員など限定的であること。
- ・ 主として取得原価に基づいて会計処理を行っており、計算書類作成の目的として、税務申告が大きな割合を占めていること。
- ・ 経理担当者の人数が少なく、経営者や従業員の会計に関する知識が十分ではなく、高度な会計処理に対応できる能力や体制を持ち合わせていないこと<sup>3</sup>。

### 3. 「中小企業の会計に関する指針」について

○ 現在の「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）が中小企業の実態に即した会計であるかどうかについて、次のような意見があった。

- ・ 中小指針は、法人税法で規定する処理の適用を一定の場合に認める等、既に一定の幅を持った会計処理を認めており、殆どの勘定項目についていわゆる税法基準<sup>4</sup>での対応が可能である<sup>5</sup>。中小指針では、中小企業の実態に即した会計処理を行うことが難しいにも関わらず、中小指針以外に中小企業が拠ることが期待されるものとして適当なものがない。

---

内部留保の利用も行われている。

<sup>3</sup> 中小企業における事業主以外の経理担当者の人数は、0人が9%、1人が59.7%。財務諸表の作成まで一貫して社内でする中小企業は約2割（仕訳伝票を会計専門家に渡して全て任せる企業が43%、総勘定元帳の作成まで社内で行う企業が27.1%）（出典：平成20年度「会計処理・財務諸表開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」（中小企業庁））。

<sup>4</sup> いわゆる長銀判決（最判平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁）及び日債銀判決（最判平成21年12月7日）では、「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準という言葉が用いられており、「税法基準」とは、税法に規定されている会計処理の方法を指し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）に該当し得るものであると解される。

<sup>5</sup> 中小指針において、法人税法で定める処理を会計処理として適用できる一定の場合には、  
 ①会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合  
 ②会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

- ・ 中小指針は、会計参与が利用するものとして、一定の水準を保ったものとなっており、その他中小企業にとっては、高度で使いづらいものになっている。
- 上記のような点を踏まえ、今後の対応の方向性として、次のような意見があった。1. の基本的な視点を踏まえて、それぞれについてどう考えるか。
- ・ 新しく中小企業の会計処理の在り方を示すものを作成した場合、中小指針が使われなくなってしまう懸念がある。中小指針の書きぶりの変更を行うとともに、その読み方の解説を作成・公表する等、中小指針の見直しを行う。
  - ・ 中小指針は、会計参与設置会社が拠るべきものとして、引き続き重要であるものとして存続させる一方で、その他中小企業の実態に即した会計処理の在り方を示すもの（※）を別途作成する。

（※）これまでの議論を踏まえると、ここでは次のようなものが念頭に置かれていると考えてよいか。

- ・ 1. の基本的な視点を十分に踏まえたもの。
- ・ 中小企業が会計実務の中で慣習として行っている会計処理（法人税法・企業会計原則に基づくものを含む。）のうち、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理したもの。
- ・ 企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの（企業会計基準や中小指針の適用も当然認められるもの）。
- ・ 経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたもの。
- ・ 記帳についても、重要な構成要素として取り入れたもの。

#### 4. 中小企業会計の策定アプローチについて

- 会社法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行<sup>6</sup>」は、会社の実態に応じて複数同時に存在し得る幅のある概念であり、会計基準が、シングル・スタンダードかダブル・スタンダードかというような議論に拘るべきではないという意見がある<sup>7</sup>。
  
- 会計策定のアプローチとして、大きく分けて次のような方法が考えられるところ、1. の基本的な視点を踏まえると、後者の方が望ましいという意見がある。
  - ・ 中小企業の属性を考慮しつつ、大企業向けの会計基準をベースに、コスト・ベネフィットの観点から、それを簡素化するアプローチ（トップダウン・アプローチ）。
  - ・ 中小企業の属性を検討し、取得原価主義、企業会計原則等を踏まえつつ、積み上げ方式で策定するアプローチ（ボトムアップ・アプローチ）。
  
- 広く中小企業を対象とする中小企業の会計を策定するプロセスとして、広く中小企業に普及を図る観点から、会計の専門家のみならず、多数の中小企業関係者、小規模零細企業、関係官庁が参加することが重要であるとの意見が提起されたところ。
  
- 特に、関係官庁（中小企業庁等）は、どのように関わるべきか。
  - ・ 中小企業の特性に鑑み、関係官庁が中心となって中小企業者を広く集めて取りまとめるべき。
  - ・ 中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、その過程で、関係官庁が議論の行司役（調整役）を担うべき。
  - ・ 中小企業関係者等が中心となって取りまとめるべきであり、関係官庁の役割は、オブザーバー参加などの限定的なものに留

<sup>6</sup> 会社法 431 条。なお、会社計算規則 3 条「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」も参照。

<sup>7</sup> この点、前述の長銀判決及び日債銀判決でも、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法 431 条）は複数あることが前提とされている。

まるべき。

## 5. その他

- その他、以下のような意見が提起された。
- 中小企業の会計においては、基本的に税会一致が望ましく、確定決算主義を維持すべき<sup>8</sup>。
- 経営者が会社の経営実態を適切に把握できる管理会計が必要。
- 中小企業が会計基準を適切に利用できるように促す政策的な仕組みが必要。
- 中小企業については、IFRS とのコンバージェンスやアドプションを遮断もしくは最小化すべき。
- 会計の本質は、企業経営の実態にあるため、中小企業の役割・経済活動に即して、その積極的役割となお克服できない問題点を踏まえた上で、中小企業の会計について検討することが必要。

以上

---

<sup>8</sup> 確定決算主義の効果として、例えば、課税当局にとって、課税所得が不当に減少する事態を防ぐことができ、中小企業にとって、作成する計算書類が1つで済むことが挙げられる。